

○九州工業大学学則(案)

平成19年3月27日

九工大学則第1号

改正 平成19年12月26日九工大学則第2号
平成20年 4月 1日九工大学則第1号
平成22年12月 1日九工大学則第1号
平成23年 6月 1日九工大学則第1号
平成23年 9月 7日九工大学則第2号
平成23年10月 5日九工大学則第3号
平成24年12月 5日九工大学則第1号
平成26年 1月16日九工大学則第1号
平成27年 3月 4日九工大学則第1号
平成28年 2月 3日九工大学則第1号
平成28年 3月 2日九工大学則第2号
平成29年 1月10日九工大学則第1号
平成29年 2月 1日九工大学則第2号
平成30年 1月25日九工大学則第1号
平成31年 3月18日九工大学則第1号
令和 2年 2月10日九工大学則第1号
令和 2年 3月 9日九工大学則第2号
令和 2年 8月11日九工大学則第3号
令和 3年11月 4日九工大学則第1号
令和 4年 2月 2日九工大学則第1号
令和 5年 3月 6日九工大学則第1号
令和 年 月 日九工大学則第 号

目次

第1章 大学

第1節 目的(第1条)

第2節 構成(第2条)

第3節 学生定員(第4条)

第4節 学年, 学期及び休業日(第5条—第7条)

第5節 修業年限, 在学期間, 教育課程, 履修方法等(第8条—第15条)

第6節 入学, 退学及び休学等(第16条—第29条)

第7節 卒業及び学位（第30条—第32条）

第8節 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，短期訪問学生及び外国人留学生（第33条—第37条）

第2章 大学院

第1節 目的（第38条）

第2節 構成（第39条）

第3節 学生定員（第41条）

第4節 学年，学期及び休業日（第42条）

第5節 修業年限，在学期間，教育課程，履修方法等（第43条—第57条）

第6節 入学，退学及び休学等（第58条—第68条）

第7節 修了及び学位（第69条—第72条）

第8節 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生，短期訪問学生及び外国人留学生（第73条—第78条）

第3章 授業料，入学料及び検定料（第79条—第86条）

第4章 賞罰（第87条・第88条）

第5章 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設（第89条）

第6章 特別の課程（第90条）

第7章 公開講座（第91条）

第8章 雑則（第92条）

附則

第1章 大学

第1節 目的

（大学の目的）

第1条 九州工業大学（以下「本学」という。）は，工学に係る専門の学芸を教授研究するとともに，開学以来掲げてきた「技術に堪能なる士君子」，すなわち，幅広く深い教養及び総合的な判断力並びに豊かな人間性を涵養し，科学・技術に精通した有為な人材の養成を通じて，文化の向上及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（方針）

第1条の2 本学は，国立大学法人九州工業大学基本規則（以下，「基本規則」という。）第3条に定める基本理念並びに学部及び学科の教育上の目的を踏まえて，本学，学部及び学科ごとに，次に掲げる方針を定めるものとする。

(1) 卒業認定・学位授与に関する方針

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入に関する方針

2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たっては，同項第1号に掲げる方針との一貫

性の確保に特に意を用いなければならない。

第2節 構成

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部を置く。

(1) 工学部

「ものづくり」を基盤とした工学系分野において、豊かな教養、技術者倫理及びコミュニケーション力を備え、高度情報社会における科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し、国際的に活躍できる専門技術者の養成を目的とする。

(2) 情報工学部

情報を基軸とする科学技術分野において、高度な専門技術を身につけて情報化社会をリードし、国際的に通用する能力に加え、科学技術の進歩に対応できる基礎技術力を有し、先端的な技術開発を推進できる専門技術者の養成を目的とする。

2 学部に、次の学科を置く。

学部	学科
工学部	工学科
情報工学部	情報工学科

3 各学科の目的については、別に定める。

4 学部に、寄附講座を置くことができる。

5 寄附講座については、別に定める。

第3条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第4条 各学部の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次 編入学 定員	収容定員
工学部	工学科	531	20	2,164
情報工学部	情報工学科	410	35	1,710
合計		941	55	3,874

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期を、前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第7条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 春季休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

(6) 臨時休業日

2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、年ごとに定める。

3 臨時休業日は、その都度定める。

4 休業日であっても、授業等を行うことがある。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第8条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、編入学及び転入学した者は、個々に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

4 第22条の規定により再入学した者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第2項に定められた期間を超えることができない。

5 第35条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(教育課程、授業の方法等)

第9条 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
- 5 卒業に必要な単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第3項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第4項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。
- 7 教育課程、授業科目、履修基準及び履修方法は、別に定める。
(授業科目の担当)

第9条の2 各教育課程上主要と認める授業科目（以下、「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

- 2 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本学が認める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。
- 3 授業科目の担当に関し必要な事項は、別に定める。

(単位)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法(講義、演習、実験、実習又は実技の授業)に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部の教授会の審議を経て、学長が単位数を定める。

(1年間の授業期間)

第10条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第10条の3 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修した学生に対し、試験やレポート課題その他の本学が定める適

切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 前条に規定する単位は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。

3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(他の学部における授業科目の履修)

第12条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第13条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(他の大学等の単位の認定)

第15条 第13条から第14条までの規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位（編入学及び転入学の場合を除く。）を超えないものとする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及びこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学者の選考）

第18条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

（入学の許可）

第19条 前条により選考された者で所定の手続きを行った者に入学を許可する。

2 前条により選考された者のうち特別の事情のある者で、第86条第1項に定める申請を行った者に入学を許可する。

（入学の宣誓）

第20条 入学を許可された者は、宣誓しなければならない。

（編入学）

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 法第58条の2の規定による高等学校の専攻科の課程を修了した者
- (3) 大学を卒業した者又は法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者

- (5) 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (6) 外国において、前5号のいずれかに相当する課程を修了した者
 - (7) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者
- 2 前項の規定により、編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て、学長が定める。

(再入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一学科（学科名称を変更した学科を含む。）に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学部の教授会の審議を経て、学長が相当年次に再入学を許可することがある。

(1) 第25条による退学者

(2) 第29条第1号及び第5号により除籍された者

- 2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(転入学)

第23条 他の大学（外国の大学を含む。）に在学している者が、当該大学の承認を得て、本学への転入学を願い出たときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(他の学部への移籍)

第24条 他の学部への移籍を願い出た者については、関係学部の教授会の審議を経て、学長が移籍を許可することがある。

- 2 前項の規定により、移籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(願い出による退学、転学)

第25条 退学、転学しようとするときは、願い出て許可を得なければならない。

(留学)

第26条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入することがある。

(休学、復学)

第27条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

- 2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

- 3 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、休学を命ずること

がある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第28条 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第8条第2項及び第3項に規定する在学期間を満了して、なお卒業できない者
 - (3) 第28条第1項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (4) 成業の見込みがないと認められる者
 - (5) 第19条第2項に定める者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
 - (6) 死亡した者
- 2 前項のうち、第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者にあつては、当該学部長からの報告を経て、これを除籍する。

第7節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第30条 卒業の要件は、第8条に定める修業年限を満了し、学部の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得することとする。

(早期卒業の要件)

第30条の2 前条の規定にかかわらず、本学の定める単位を優秀な成績で修得したものは、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第31条 本学の卒業の要件を満了する者に、卒業を認め学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第32条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第33条 本学において、特定の専門事項についての研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第34条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第35条 本学において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第36条 他の大学又は高等専門学校(国内及び外国の相当の学校を含む。以下この項において「大学等」という。)の学生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第36条の2 他の大学又は外国の大学の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 目的

(大学院の目的)

第38条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって、わが国の産業の発展と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

(方針)

第38条の2 本学は、前条の目的を踏まえて、本大学院、学府、研究科又は専攻ごとに、次に掲げる方針を定めるものとする。

(1) 卒業認定・学位授与に関する方針

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入に関する方針

2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第1号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第2節 構成

(学府及び研究科)

第39条 本大学院に、次の学府及び研究科（以下「学府等」という。）を置く。

(1) 工学府

「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野において、グローバル社会で活躍する高度専門技術者の養成を目的とする。

- ①博士前期課程では、工学部の素養と能力に加え、深い専門知識とそれに基づく課題発見・設定・解決能力、並びに多様な文化の理解に基づく国際的コミュニケーション力を有する人材を養成する。
- ②博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、複数分野の深い専門知識を有し、異分野を融合してイノベーションを創出でき、国際協働プロジェクトにおいてリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

(2) 情報工学府

高度な情報工学と様々な専門分野の知識や技術を融合することにより、産業界や社会の問題を発見・解決し、新しい社会創造に貢献することができる情報工学技術者及び研究者の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、最新の情報技術を原動力として、産業界や社会の諸問題を解決するための知識や技術を修得し、社会のニーズに基づく産学社連携を推進し、情報技術で社会を駆動させていく能力を有する人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、最先端の情報工学を総合的に取り扱う素養をもち、自立して高度で革新的な情報システムを構築する能力を身につけ、情報社会を牽引するリーダーとして、産業界や社会での課題の発見と解決を導き、産学社からのニーズに応える人材を養成する。

(3) 生命体工学研究科

人間・生物、環境、社会の機能や特性を理解し、工学または情報工学における複数の分野を融合して、人間親和型、環境調和型、社会支援型の技術を創出することのできる技術者及び研究者の養成を目的とする。

- ①博士前期課程では、分野横断的な広い視野で思考し、データに基づき科学的に考察しながら独創的な研究開発活動を行うことができ、個人と社会の多様な幸せを追求する価値観のもとで、社会と連携して社会的ニーズに応えることのできるグローバル人材を養成する。
- ②博士後期課程では、独創的な分野融合研究を推進し、グローバルリーダーとして社会と連携して社会的ニーズに応え、研究・技術分野の動向を常に注視しイノベーションの創出を図ることのできる人材を養成する。

2 学府等に、次の専攻及び課程を置く。

学府等	専攻	課程の別
工学府	工学専攻	博士前期課程
	工学専攻	博士後期課程
情報工学府	情報創成工学専攻	博士前期課程
	情報創成工学専攻	博士後期課程
生命体工学研究科	生命体工学専攻	博士前期課程
	生命体工学専攻	博士後期課程

- 3 各専攻の目的については、別に定める。
- 4 学府等に、寄附講座を置くことができる。
- 5 寄附講座については、別に定める。

第40条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第41条 各専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学府等	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学府	工学専攻	278	556	24	72
	計	278	556	24	72
情報工学府	情報創成工学専攻	240	480	20	60
	計	240	480	20	60
生命体工学研究科	生命体工学専攻	122	244	36	108
	計	122	244	36	108
合計		640	1,260	80	240

第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第42条 本大学院の学年、学期及び休業日は、第5条から第7条までの規定を準用する。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第43条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前

期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

- 2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、博士前期課程の標準修業年限は、2年を超えることがある。
- 4 第2項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることがある。
- 5 本大学院の在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。
- 6 前項の規定にかかわらず、第3項及び第4項並びに第62条の規定により入学を許可された者の在学期間は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。
- 7 第45条の規定により長期履修を認められた者の在学期間は、第5項に規定する在学期間に博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を加えた期間を超えることができない。
- 8 第61条の規定により再入学を許可された者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第5項に定められた期間を超えることができない。
- 9 第75条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。
- 10 第56条の規定により、本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 11 前項の規定は、第70条第1項および第2項に規定する博士後期課程における在学期間（第70条第1項の規定により博士後期課程における在学期間に含む博士前期課程における在学期間を除く。）については、準用しない。

（教育課程の編成方針）

第44条 学府、研究科、専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、

体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第45条 本大学院において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その長期履修を認めることがある。

- 2 長期履修を認められた者は、当該許可された年限を標準修業年限とする。
- 3 長期履修の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第46条 本大学院に、教授又は研究指導を担当する教員を置く。

- 2 前項に規定する教員の資格に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第47条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(授業の方法等)

第48条 授業は、第9条の規定を準用するほか、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

(単位)

第49条 本大学院の授業科目の単位の計算方法は、第10条第1項の規定を準用する。

(単位の授与)

第50条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告その他本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

- 2 前条に規定する単位は、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。
- 3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(学位論文及び最終試験)

第51条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

- 2 学位論文の審査及び最終試験は、学府等の教授会が行う。
- 3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、学府等の教授会の審議を経て、他の学府等、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(教育方法の特例)

第52条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

(成績評価の基準等)

第53条 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準は、学府等ごとに定める。

(他の学府等における授業科目の履修)

第54条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学府等の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学府等の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第55条 教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることがある。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において、学生に当該大学院又は研究所等で必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第56条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本学、他の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学において修得した単位（本大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(他の大学院等の単位の認定)

第57条 第55条及び第56条の規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、それぞれ15単位（転入学の場合を除く。）を超えないものとし、合わせて20単位を超えない範囲とする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第58条 入学の時期は、第16条の規定を準用する。ただし、学年の途中においても、学

期の区分に従い又は学期の途中に学生を入学させることがある。

(入学資格)

第59条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (10) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者

- (2) 専門職大学院の課程を修了し、文部科学大臣の定める学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
（入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓）

第60条 入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓は、第18条から第20条までの規定を準用する。

（再入学）

第61条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一分野の専攻に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が再入学を許可することがある。

- (1) 第64条による退学者
- (2) 第68条第1号及び第5号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

（転入学）

第62条 次の各号のいずれかに該当する者が、当該大学院の学長等の承認を得て、本大学院の同一分野の専攻に転入学を願い出たときは、選考の上、転入学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者
- (2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

（他の学府等への移籍）

第63条 他の学府等への移籍を願い出た者については、関係学府等の教授会の審議を経

て、学長が移籍を許可することがある。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の履修方法等については、別に定める。

(願い出による退学、転学)

第64条 願い出による退学又は転学は、第25条の規定を準用する。

(他の大学院等への留学等)

第65条 第55条の規定に基づき、他の大学院における授業科目を履修しようとする者及び研究指導を受けようとする者並びに外国の大学院に留学しようとする者は、学府長又は研究科長(以下「学府長等」という。)を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間及び学修を行った期間は、第43条に規定する修業年限に算入することがある。

(休学、復学)

第66条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第67条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認めるときには、延長することを認めることがある。

2 休学期間は、通算して、博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を、それぞれ超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第68条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第43条第5項から第8項に規定する在学期間を満了して、なお修了できない者

(3) 第67条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者

(4) 成業の見込みがないと認められる者

(5) 第60条により第19条第2項の規定を準用された者で、納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者

(6) 死亡した者

2 前項のうち、第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者にあつては、当該学府長

等からの報告を経て、これを除籍する。

第7節 修了及び学位

(博士前期課程の修了の要件)

第69条 博士前期課程の修了要件は、本大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める場合は、当該標準修業年限)以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、第43条第2項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了の要件)

第70条 博士後期課程の修了要件は、本大学院に5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあつては、本大学院に3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 第43条第4項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(博士前期課程の在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、本大学院の入学資格に関し修士の学位を有する者又は専門職学位の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第71条 博士前期課程の修了の要件を満たす者に、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了の要件を満たす者に、博士の学位を授与する。

3 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第72条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生，短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第73条 本大学院において，特定の学問分野について専門的な研究を志願する者は，選考の上，研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は，別に定める。

(聴講生)

第74条 本大学院において，特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは，選考の上，聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第75条 本大学院において，特定の授業科目についての履修を志願する者は，選考の上，科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は，別に定める。

(特別聴講学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院の学生で，本大学院において，特定の授業科目についての聴講を志願する者は，当該大学院との協議に基づき，特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は，別に定める。

(特別研究学生)

第77条 他の大学院又は外国の大学院の学生で，本大学院において，研究指導を受けようとして志願する者は，当該大学院との協議に基づき，特別研究学生として受け入れる。

2 特別研究学生に関する事項は，別に定める。

(短期訪問学生)

第77条の2 他の大学院又は外国の大学院の学生で，本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は，当該大学院との協議に基づき，短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は，別に定める。

(外国人留学生)

第78条 外国人留学生については，第37条の規定を準用する。

第3章 授業料，入学金及び検定料

(検定料等の額)

第79条 検定料，入学金及び授業料の額は，国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号。以下「費用省令」という。）に定める標準額と同額とする。

- 2 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別研究学生の検定料，入学料並びに授業料については，別に定める。
- 3 第45条の規定により長期履修を認められた者の授業料の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(授業料の納付)

第80条 授業料は，年額の2分の1ずつを次の2学期に分けて納付させる。

区分	納期
前期	4月1日から4月30日まで
後期	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず，学生の申出があれば，後期授業料については，前期授業料と合わせて納付させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず，入学を許可される者の申出があれば，入学年度の前期又は前期及び後期授業料については，入学を許可するときに納付させることができる。

(復学等の場合の授業料)

第81条 前期又は後期の中途において，復学又は入学した者の授業料は，復学又は入学した月から当該学期末までの額を，復学又は入学した月に納付させる。ただし，第6条第2項の規定により，後期の開始日が10月1日前となる場合で，当該後期の開始日に復学又は入学するときは，復学又は入学当月の分を免除する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第82条 学年の途中で卒業する見込みの者の授業料は，卒業する見込みの月までの額を納付させる。

(退学，除籍及び停学の場合の授業料)

第83条 前期又は後期の中途で退学し，又は除籍された者の授業料は，当該学期分を納付させる。

- 2 停学期間中の授業料は，納付させる。

(休学の場合の授業料)

第84条 第80条第1項に規定する授業料の納期期間（以下「納期期間」という。）前に休学を許可され，又は命ぜられた者の授業料は，休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。

- 2 納期期間中に休学を許可され，又は命ぜられた者の授業料は，休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。
- 3 休学を許可され，又は命ぜられた日が当該期の納期期間経過後の場合は，当該期の授業料全額を納めなければならない。

(既納の検定料等)

第85条 既納の検定料，入学料及び授業料は，次の各号の一に該当する場合を除き，還付

しない。

- (1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に大学入学共通テストの受験科目の不足等により出願資格のない者であることが判明したとき 費用省令第4条に定める第2段階選抜標準額
- (2) 第80条第2項の規定により授業料を納付した者が、前期中に、休学若しくは退学したとき又は除籍されたとき若しくは退学を命じられたとき 後期授業料
- (3) 第80条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したとき 前期又は前期及び後期授業料
- (4) その他特別の事由により返還することが適当と学長が認めるとき 入学料及び授業料

(入学料及び授業料の免除又は徴収の猶予)

第86条 経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるときは、次のとおりとする。

- (1) 学部学生は、入学料の全額若しくは一部を免除することがある。
- (2) 大学院学生は、入学料の全額若しくは一部を免除又は徴収を猶予することがある。
- 2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事由があると認められる場合は、授業料の全額若しくは一部を免除することがある。
- 3 前2項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 賞罰

(表彰)

第87条 優秀な学業成績を修め、又は模範となる行為のあった学生に対しては、表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第88条 次の各号の一に該当する学生は、当該学部又は学府等の教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

- (1) 本学の規則に違反した者
- (2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設
(学寮、国際交流会館及び福利厚生施設)

第89条 本学に学寮，国際交流会館及び福利厚生施設を置く。

2 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設の管理運営その他必要な事項は，別に定める。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

第90条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することがある。

2 特別の課程に関し必要な事項は，別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第91条 社会人等の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第8章 雑則

(その他)

第92条 この学則に定めるほか，必要な事項は別に定める。

附 則

1 この学則は，平成19年4月1日から施行する。

2 国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号）は，廃止する。

3 第4条の規定にかかわらず，工学部夜間主コース，情報工学部制御システム工学科，機械システム工学科及び生物化学システム工学科は，当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし，収容定員は，平成19年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学科		収容定員	
		平成19年度	平成20年度
工学部	機械知能工学科	560	560
	夜間主コース	20	10
	建設社会工学科	292	292
	電気工学科	732	732
	夜間主コース	20	10
	物質工学科	616	616
	夜間主コース	20	10

計		2, 2 6 0	2, 2 3 0
情報工学部	知能情報工学科	3 7 2	3 7 2
	電子情報工学科	3 7 2	3 7 2
	システム創成情報工学科	3 3 2	3 3 2
	機械情報工学科	3 3 2	3 3 2
	生命情報工学科	3 3 2	3 3 2
	制御システム工学科		
	機械システム工学科		
	生物化学システム工学科		
計		1, 7 4 0	1, 7 4 0
合計		4, 0 0 0	3, 9 7 0

4 この学則の施行前に定められた本学の規則、規程及び細則等は、この学則により定められたものとみなす。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部電気工学科、物質工学科及び工学部夜間主コースは、当該学科・コースの学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成20年度から平成22年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成20年度			平成21年度			平成22年度			
		学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	
工学部	機械知能工学科	545	10	2,226	550	40	2,192	555	40	2,178	
	夜間主コース	10									
	建設社会工学科	299			306						313
	電気工学科	549			366						183
	夜間主コース	10									
	電気電子工学科	130			260						390
	物質工学科	462			308						154
	夜間主コース	10									

	応用化学科	70			140			210		
	マテリアル工学科	60			120			180		
	総合システム 工学科	51			102			153		
	計	2,196	30	2,226	2,152	40	2,192	2,138	40	2,178
情報 工学 部	知能情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372
	電子情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372
	システム創成情報 工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	機械情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	生命情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	計	1,640	100	1,740	1,640	100	1,740	1,640	100	1,740
合計		3,836	130	3,966	3,792	140	3,932	3,778	140	3,918

3 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、工学研究科及び情報工学研究科は、当該研究科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成20年度から平成21年度までは次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

専攻		収容定員
		平成20年度
工学研究科	機械知能工学専攻	58
	建設社会工学専攻	29
	電気工学専攻	69
	物質工学専攻	46
	機能システム創成工学専攻	31
計		233
工学府	機械知能工学専攻	78
	建設社会工学専攻	39
	電気電子工学専攻	59
	物質工学専攻	51
	先端機能システム工学専攻	34
計		261

情報工学研究科	情報科学専攻	75
	情報システム専攻	48
	情報創成工学専攻	27
計		150
情報工学府	情報科学専攻	88
	情報システム専攻	56
	情報創成工学専攻	31
計		175
生命体工学研究科	生体機能専攻	121
	脳情報専攻	108
計		229
合計		1,048

(2) 博士後期課程

専攻		収容定員	
		平成20年度	平成21年度
工学研究科	機械知能工学専攻	6	3
	建設社会工学専攻	4	2
	電気工学専攻	14	7
	物質工学専攻	8	4
	機能システム創成工学専攻	26	13
計		58	29
工学府	機械知能工学専攻	4	8
	建設社会工学専攻	2	4
	電気電子工学専攻	4	8
	物質工学専攻	4	8
	先端機能システム工学専攻	3	6
計		17	34
情報工学研究科	情報科学専攻	24	12
	情報システム専攻	16	8
	情報創成工学専攻	16	8
計		56	28

情報工学府	情報科学専攻	6	1 2
	情報システム専攻	4	8
	情報創成工学専攻	4	8
計		1 4	2 8
生命体工学研究科	生体機能専攻	6 7	6 2
	脳情報専攻	6 1	5 6
計		1 2 8	1 1 8
合計		2 7 3	2 3 7

- 4 前2項の学生の教育課程及び履修方法等については、この学則に定めるもののほか、工学研究科にかかる事項は工学府教授会の、情報工学研究科にかかる事項は情報工学府教授会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、第1号に定める学府又は研究科の課程及び専攻は、当該課程及び専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、当該課程及び専攻並びに改正後の専攻の収容定員は、平成26年度から平成27年度までは第2号及び第3号のとおりとする。
 - (1) 学府又は研究科の課程及び専攻

課程	学府又は研究科	専攻
博士前期課程	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻

	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻
博士後期課程	工学府	機械知能工学専攻 建設社会工学専攻 電気電子工学専攻 物質工学専攻 先端機能システム工学専攻
	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻 情報創成工学専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻

(2) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成26年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
	計	522
情報工学府	情報科学専攻	88
	情報システム専攻	56
	情報創成工学専攻	71
	先端情報工学専攻	55
	学際情報工学専攻	80
	計	350
生命体工学研究科	生体機能専攻	65
	脳情報専攻	57
	生体機能応用工学専攻	65
	人間知能システム工学専攻	57
	計	244

合計	1, 1 1 6
----	----------

(3) 博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		平成26年度	平成27年度
工学府	機械知能工学専攻	8	4
	建設社会工学専攻	4	2
	電気電子工学専攻	8	4
	物質工学専攻	8	4
	先端機能システム工学専攻	6	3
	工学専攻	17	34
	計	51	51
情報工学府	情報科学専攻	12	6
	情報システム専攻	8	4
	情報創成工学専攻	8	4
	情報工学専攻	14	28
	計	42	42
生命体工学研究科	生体機能専攻	38	19
	脳情報専攻	34	17
	生命体工学専攻	36	72
	計	108	108
合計		201	201

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成27年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成27年度		
		学科収容定員	第3年次編入学収容定員	収容定員
工学部	機械知能工学科	560	40	2, 164
	建設社会工学科	320		
	電気電子工学科	520		
	応用化学科	280		

	マテリアル工学科	240		
	総合システム工学科	204		
	計	2,124	40	2,164
情報工学部	知能情報工学科	352	17	369
	電子情報工学科	352	18	370
	システム創成情報工学科	312	18	330
	機械情報工学科	312	17	329
	生命情報工学科	312	15	327
	計	1,640	85	1,725
合計		3,764	125	3,889

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第41条の規定にかかわらず、平成29年度の収容定員は、次のとおりとする。

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成29年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
	計	522
情報工学府	先端情報工学専攻	115
	学際情報工学専攻	170
	情報創成工学専攻	85
	計	370
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244

合計	1, 136
----	--------

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部総合システム工学科、情報工学部電子情報工学科、システム創成情報工学科、機械情報工学科及び生命情報工学科は、当該学科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成30年度から平成32年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成30年度			平成31年度			平成32年度		
		学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員
工学部	建設社会工学科	320	40	2,164	320	40	2,164	320	40	2,164
	機械知能工学科	556			552			548		
	宇宙システム 工学科	55			110			165		
	電気電子工学科	516			512			508		
	応用化学科	284			288			292		
	マテリアル 工学科	240			240			240		
	総合システム 工学科	153			102			51		
	計	2,124			40			2,164		
情報工学部	知能情報工学科	357	14	371	362	14	376	367	14	381
	電子情報工学科	264	16	280	176	16	192	88	8	96
	システム創成情報 工学科	234	16	250	156	16	172	78	8	86
	機械情報工学科	234	14	248	156	14	170	78	7	85
	生命情報工学科	234	10	244	156	10	166	78	5	83
	情報・通信工学科	93		93	186		186	279	9	288
	知的システム 工学科	94		94	188		188	282	9	291
	物理情報工学科	65		65	130		130	195	5	200
生命化学情報	65		65	130		130	195	5	200	

工学科										
計	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710	

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、工学府機械知能工学専攻、建設社会工学専攻、電気電子工学専攻、物質工学専攻及び先端機能システム工学専攻は、当該専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成31年度からその翌年度までは第1号及び第2号のとおりとする。

(1) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		平成31年度	
工学府	機械知能工学専攻	78	
	建設社会工学専攻	39	
	電気電子工学専攻	59	
	物質工学専攻	51	
	先端機能システム工学専攻	34	
	工学専攻	278	
	計	539	
情報工学府	先端情報工学専攻	120	
	学際情報工学専攻	180	
	情報創成工学専攻	90	
	計	390	
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130	
	人間知能システム工学専攻	114	
	計	244	
合計		1,173	

(2) 博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		平成31年度	平成31年度の翌年度

工学府	工学専攻	58	65
	計	58	65
情報工学府	情報工学専攻	42	42
	計	42	42
生命体工学研究科	生命体工学専攻	108	108
	計	108	108
合計		208	215

3 政令により元号が改められた場合、改元期日以後の日を旧元号(平成)により表示しているものについては、旧元号によって特定された日を新元号による応当日に読み替えて適用するものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年8月11日から施行する。ただし、改正後の第43条第10項及び第11項並びに第57条は令和2年6月30日から適用し、第85条第4号は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年11月4日から施行する。ただし、改正後の第21条第1項第3号及び第59条第1項第2号は平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、情報工学府博士前期課程先端情報工学専攻、学際情報工学専攻、情報創成工学専攻(従前の専攻)及び情報工学府博士後期課程情報工学専攻は、当該専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、令和4年度からその翌年度までは第1号及び第2号のとおりとする。

(1) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		令和4年度
工学府	工学専攻	556
	計	556

情報工学府	情報創成工学専攻 (従前の専攻)	220
	先端情報工学専攻	60
	学際情報工学専攻	90
	情報創成工学専攻	45
	計	415
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244
合計		1,215

(2) 博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		令和4年度	令和4年度の 翌年度
工学府	工学専攻	72	72
	計	72	72
情報工学府	情報工学専攻	28	14
	情報創成工学専攻	20	40
	計	48	54
生命体工学研究科	生命体工学専攻	108	108
	計	108	108
合計		228	234

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第85条第1項第1は令和3年4月1日から適用する
- 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部建設社工学科、機械知能工学科、宇宙システム工学科、電気電子工学科、応用化学科、マテリアル工学科、情報工学部知能情報工学科、情報・通信工学科、知的システム工学科、物理情報工学科及び生命化学情報工学科は、当該学科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、令和8年度からその翌々年度までは次のとおりとする。

学部	学科	令和8年度			令和8年度の 翌年度			令和8年度の 翌々年度		
		学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員
工学部	建設社会工学科	240	2	242	160	2	162	80	1	81
	機械知能工学科	408	14	422	272	14	286	136	7	143
	宇宙システム 工学科	165	4	169	110	4	114	55	2	57
	電気電子工学科	378	16	394	252	16	268	126	8	134
	応用化学科	222	2	224	148	2	150	74	1	75
	マテリアル 工学科	180	2	182	120	2	122	60	1	61
	工学科	531		531	1,062		1,062	1,593	20	1613
計	2,124	40	2,164	2,124	40	2,164	2,124	40	2164	
情報 工学部	知能情報工学科	279	14	293	186	14	200	93	7	100
	情報・通信工学科	279	18	297	186	18	204	93	9	102
	知的システム 工学科	282	18	300	188	18	206	94	9	103
	物理情報工学科	195	10	205	130	10	140	65	5	70
	生命化学情報 工学科	195	10	205	130	10	140	65	5	70
	情報工学科	410		410	820		820	1,230	35	1265
	計	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710	1,640	70	1710

3 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、生命体工学研究科博士前期課程
生体機能応用工学専攻、人間知能システム工学専攻は、当該専攻の学生が在学なくなる
日までの間存続させるものとし、令和8年度の収容定員は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		令和8年度
工学府	工学専攻	556
	計	556
情報工学府	情報創成工学専攻	460
	計	460

生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	65
	人間知能システム工学専攻	57
	生命体工学専攻	122
	計	244
合計		1,260

学則の変更事項を記載した書類

令和7年7月 九州工業大学

令和8年度学部，大学院改組・定員増及び，「大学設置基準等の一部を改正する省令」令和4年10月1日の施行等による，学則の主な変更事項は以下のとおり。

(令和8年度学部改組，大学院改組，大学院定員増)

令和8年度改組により，学則第2条，第4条及び，第39条，第41条を変更して，工学部工学科（入学定員531名），情報工学部情報工学科（入学定員410名）及び，生命体工学研究科生命体工学専攻博士前期課程（入学定員122名）を規定した。

なお，附則により改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず，工学部建設社工学科，機械知能工学科，宇宙システム工学科，電気電子工学科，応用化学科，マテリアル工学科，情報工学部知能情報工学科，情報・通信工学科，知的システム工学科，物理情報工学科及び生命化学情報工学科は，当該学科の学生が在学なくなる日までの間存続させる。同じく、改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず，生命体工学研究科博士前期課程生体機能応用工学専攻，人間知能システム工学専攻は，当該専攻の学生が在学なくなる日までの間存続させる。

また，令和8年度入試から高度情報系専門人材への社会ニーズを受けて情報工学府情報創成工学専攻博士前期課程の入学定員を20名増員して，240名とする学則第41条の変更も行う。

(大学設置基準の改正)

大学設置基準の改正に伴い、以下の項目などで設置基準を準用して学則改正を行う。

1. 入学者選抜や教育課程の編成について，3つのポリシーに基づくことを明示

第1条の2，第38条の2追加

2. 基幹教員制度の導入と指導補助者の規定

第9条の2追加

3. 単位関係，授業期間等の規定の変更

第6条改正，第10条改正，第10条の2追加，第10条の3追加，第11条改正

第50条改正，

4. 卒業要件の明確化

第30条改正

(その他の改正)

休業日の一部改正（第6条），入学資格（第59条），検定料等（第85条）

改正案	現行																
<p>(方針)</p> <p>第1条の2 本学は、<u>国立大学法人九州工業大学基本規則（以下、「基本規則」という。）第3条に定める基本理念並びに学部及び学科の教育上の目的を踏まえて、本学、学部及び学科ごとに、次に掲げる方針を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>卒業認定・学位授与に関する方針</u></p> <p>(2) <u>教育課程の編成及び実施に関する方針</u></p> <p>(3) <u>入学者の受入に関する方針</u></p> <p>2 <u>前項第2号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第1号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</u></p> <p>(学部及び学科)</p> <p>第2条 本学に、次の学部を置く。</p> <p>(1) 工学部</p> <p>「ものづくり」を基盤とした工学系分野において、豊かな教養、技術者倫理及びコミュニケーション力を備え、<u>高度情報社会における科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し、国際的に活躍できる専門技術者の養成を目的とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 学部に、次の学科を置く。</p> <table border="1" data-bbox="277 975 983 1112"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工学部</td> <td>工学科</td> </tr> <tr> <td>情報工学部</td> <td>情報工学科</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	工学部	工学科	情報工学部	情報工学科	<p>(学部及び学科)</p> <p>第2条 本学に、次の学部を置く。</p> <p>(1) 工学部</p> <p>「ものづくり」を基盤とした工学系分野において、豊かな教養、技術者倫理及びコミュニケーション力を備え、科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し、国際的に活躍できる専門技術者の養成を目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 学部に、次の学科を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1263 975 1971 1294"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工学部</td> <td>建設社会工学科</td> </tr> <tr> <td>機械知能工学科</td> </tr> <tr> <td>宇宙システム工学科</td> </tr> <tr> <td>電気電子工学科</td> </tr> <tr> <td>応用化学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>マテリアル工学科</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	工学部	建設社会工学科	機械知能工学科	宇宙システム工学科	電気電子工学科	応用化学科		マテリアル工学科
学部	学科																
工学部	工学科																
情報工学部	情報工学科																
学部	学科																
工学部	建設社会工学科																
	機械知能工学科																
	宇宙システム工学科																
	電気電子工学科																
	応用化学科																
	マテリアル工学科																

改正案

現行

(略)

(学生定員)

第4条 各学部の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次 編入学 定員	収容定員
工学部	工学科	531	20	2,164
情報工学部	情報工学科	410	35	1,710
合計		941	55	3,874

(略)

情報工学部	知能情報工学科
	情報・通信工学科
	知的システム工学科
	物理情報工学科
	生命化学情報工学科

(略)

(学生定員)

第4条 各学部の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
工学部	建設社会工学科	80	1	322
	機械知能工学科	136	7	558
	宇宙システム工学科	55	2	224
	電気電子工学科	126	8	520
	応用化学科	74	1	298
	マテリアル工学科	60	1	242
	計	531	20	2,164
情報工学部	知能情報工学科	93	7	386
	情報・通信工学科	93	9	390
	知的システム工学科	94	9	394
	物理情報工学科	65	5	270
	生命化学情報工学科	65	5	270
	計	410	35	1,710
合計		941	55	3,874

(略)

改正案	現行
<p>(学期)</p> <p>第6条 学年を分けて、次の2学期とする。</p> <p>前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 <u>前項に定める各学期を、前半及び後半に分けることができるものとする。</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日を次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日</p> <p><u>(3) 春季休業日</u></p> <p><u>(4) 夏季休業日</u></p> <p><u>(5) 冬季休業日</u></p> <p><u>(6) 臨時休業日</u></p> <p>(略)</p> <p>(授業科目の担当)</p> <p><u>第9条の2 各教育課程上主要と認める授業科目（以下、「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</u></p> <p><u>2 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本学が認める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</u></p> <p><u>3 授業科目の担当に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(学期)</p> <p>第6条 学年を分けて、次の2学期とする。</p> <p>前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日を次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日</p> <p>(3) 開学記念日 5月28日</p> <p>(4) 春季休業日</p> <p>(5) 夏季休業日</p> <p>(6) 冬季休業日</p> <p>(7) 臨時休業日</p> <p>(略)</p>

改正案	現行
<p>(単位)</p> <p>第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、<u>授業の方法(講義、演習、実験、実習又は実技の授業)</u>に応じ、<u>当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1年間の授業期間)</p> <p>第10条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。</p>	<p>(単位)</p> <p>第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(略)</p>
<p>(各授業科目の授業期間)</p> <p>第10条の3 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p> <p>(単位の授与)</p> <p>第11条 授業科目を履修した学生に対し、<u>試験やレポート課題その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(卒業の要件)</p> <p>第30条 卒業の要件は、第8条に定める<u>修業年限を満了し、学部の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得することとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(単位の授与)</p> <p>第11条 授業科目を履修した学生に対し、試験やレポート課題等による成績の評価に基づき、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(卒業の要件)</p> <p>第30条 卒業の要件は、第8条に定める修業年限以上在学することのほか、別に定める。</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(方針)</p> <p>第38条の2 本学は、前条の目的を踏まえて、本大学院、学府、研究科又は専攻ごとに、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>(1) 卒業認定・学位授与に関する方針</p> <p>(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針</p> <p>(3) 入学者の受入に関する方針</p> <p>2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第1号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>(略)</p>
<p>(学府及び研究科)</p> <p>第39条 本大学院に、次の学府及び研究科（以下「学府等」という。）を置く。</p>	<p>(学府及び研究科)</p> <p>第39条 本大学院に、次の学府及び研究科（以下「学府等」という。）を置く。</p>
<p>(略)</p> <p>(3) 生命体工学研究科</p> <p><u>人間・生物、環境、社会の機能や特性を理解し、工学または情報工学における複数の分野を融合して、人間親和型、環境調和型、社会支援型の技術を創出することのできる技術者及び研究者の養成を目的とする。</u></p> <p><u>①博士前期課程では、分野横断的な広い視野で思考し、データに基づき科学的に考察しながら独創的な研究開発活動を行うことができ、個人と社会の多様な幸せを追求する価値観のもとで、社会と連携して社会的ニーズに応えることのできるグローバル人材を養成する。</u></p> <p><u>②博士後期課程では、独創的な分野融合研究を推進し、グローバルリーダーとして社会と連携して社会的ニーズに応え、研究・技術分野の動向を常に注視しイノベーションの創出を図ることのできる人材を養成する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(3) 生命体工学研究科</p> <p>分野融合型の先進的な研究及び分野横断型の教育を行い、社会と連携することにより、社会に対する深い理解と知識を持ち、実践的に活躍できる高度専門技術者の養成を目的とする。</p> <p>ア 博士前期課程では、現代社会のニーズである省資源、省エネルギー及び環境調和のための工学技術、並びに人間や社会を支える知能ロボット、知的情報システム、福祉システム等を実現するため、生物や人間の持つ機能・原理・構造を解明し、それらを工学的に実現・応用することを通し、人々と連携して新しい社会の創造に貢献できる能力を持つ人材を養成する。</p> <p>イ 博士後期課程では、博士前期課程において習得する専門知識に加え、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図る能力を有する人材を養成する。</p>

改正案

2 学府等に、次の専攻及び課程を置く。

学府等	専攻	課程の別
工学府	工学専攻	博士前期課程
	工学専攻	博士後期課程
情報工学府	情報創成工学専攻	博士前期課程
	情報創成工学専攻	博士後期課程
生命体工学研究科	生命体工学専攻	博士前期課程
	生命体工学専攻	博士後期課程

(略)

(学生定員)

第41条 各専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学府等	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学府	工学専攻	278	556	24	72
	計	278	556	24	72
情報工学府	情報創成工学専攻	240	480	20	60
	計	240	480	20	60
生命体工学研究科	生命体工学専攻	122	244	36	108
	計	122	244	36	108
合計		640	1,260	80	240

(略)

現行

2 学府等に、次の専攻及び課程を置く。

学府等	専攻	課程の別
工学府	工学専攻	博士前期課程
	工学専攻	博士後期課程
情報工学府	情報創成工学専攻	博士前期課程
	情報創成工学専攻	博士後期課程
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	博士前期課程
	人間知能システム工学専攻	
	生命体工学専攻	博士後期課程

(略)

(学生定員)

第41条 各専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学府等	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学府	工学専攻	278	556	24	72
	計	278	556	24	72
情報工学府	情報創成工学専攻	220	440	20	60
	計	220	440	20	60
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	65	130		
	人間知能システム工学専攻	57	114		
	生命体工学専攻			36	108
	計	122	244	36	108
合計		620	1,240	80	240

(略)

改正案	現行
<p>(単位の授与)</p> <p>第50条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告その他本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第59条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(10) <u>法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者</u></p> <p>(略)</p> <p>(既納の検定料等)</p> <p>第85条 既納の検定料、入学料及び授業料は、次の各号の一に該当する場合を除き、還付しない。</p> <p>(1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に<u>大学入学共通テスト</u>の受験科目の不足等により出願資格のない者であることが判明したとき 費用省令第4条に定める第2段階選抜標準額</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第85条第1項第1は令和3年4月1日から適用する</p> <p>2 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部建設社工学科、機械知能工学科、宇宙システム工学科、電気電子工学科、応用化学科、マテリアル工学科、情報工学部知能情報工学科、情報・通信工学科、知的システム工学科、物理情報工学科及び生命化学情報工学科は、当該学科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、令和8年度からその翌々年度までは次のとおりとする。</p>	<p>(単位の授与)</p> <p>第50条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告により合格した者には、所定の単位を与える。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(10) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者</p> <p>(略)</p> <p>(既納の検定料等)</p> <p>第85条 既納の検定料、入学料及び授業料は、次の各号の一に該当する場合を除き、還付しない。</p> <p>(1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に大学入試センター試験の受験科目の不足等により出願資格のない者であることが判明したとき 費用省令第4条に定める第2段階選抜標準額</p> <p>(略)</p>

改正案		現行
<p>3 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、生命体工学研究科博士前期課程生体機能応用工学専攻、人間知能システム工学専攻は、当該専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、令和8年度の収容定員は、次のとおりとする。</p>		
学府又は研究科	専攻	収容定員
		令和8年度
工学府	工学専攻	556
	計	556
情報工学府	情報創成工学専攻	460
	計	460
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	65
	人間知能システム工学専攻	57
	生命体工学専攻	122
	計	244
合計		1,260

○九州工業大学教授会規則（案）

平成16年 3月 3日
九工大規則第 2 号

改 正	平成18年10月 1日九工大規則第57号 平成18年12月 6日九工大規則第62号 平成19年 4月 1日九工大規則第32号 平成20年 4月 1日九工大規則第 3号 平成26年 3月19日九工大規則第 8号 平成27年 3月 4日九工大規則第 7号 平成27年 5月 8日九工大規則第32号 平成28年 2月 3日九工大規則第 2号 令和 4年 7月27日九工大規則第 9号 令和 8年 月 日九工大規則第 号
-----	---

九州工業大学教授会規則

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条及び国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号。以下「基本規則」という。）第21条の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）に置かれる教授会の組織及び運営について定めることを目的とする。

（編成）

第2条 基本規則第21条に定める教授会は、次のとおりとする。

組 織	教 授 会
大学院工学研究院	工学研究院教授会
大学院工学府	工学府教授会
工学部	工学部教授会
大学院情報工学研究院	情報工学研究院教授会
大学院情報工学府	情報工学府教授会
情報工学部	情報工学部教授会
大学院生命体工学研究科	生命体工学研究科教授会
教養教育院	教養教育院教授会

（構成員）

第2条の2 教授会の構成員は、次のとおりとする。ただし、教授会が特に必要と認めた場合は、助教を加えることができる。

教 授 会	構 成 員
工学研究院教授会	(1) 大学院工学研究院に所属する専ら本学の教育研究に従事する教授、准教授及び講師 (2) 前号以外の者で、専ら戸畑キャンパスに勤務する教授、准教授及び講師。ただし、教養教育院教授会に所属する者を除く。
工学府教授会	大学院工学府の教育を担当する工学研究院教授会に所属する教授、准教授及び講師
工学部教授会	(1) 工学部の教育を担当する工学研究院教授会に所属する教授、准教授及び講師 (2) 前号以外の者で、工学部の基幹教員。ただし、教養教育院教授会に所属する者を除く。
情報工学研究院教授会	(1) 大学院情報工学研究院に所属する専ら本学の教育研究に従事する教授、准教授及び講師 (2) 前号以外の者で、専ら飯塚キャンパスに勤務する教授、准教授

	及び講師。ただし、教養教育院教授会に所属する者を除く。
情報工学府教授会	大学院情報工学府の教育を担当する情報工学研究院教授会に所属する教授、准教授及び講師
情報工学部教授会	(1) 情報工学部の教育を担当する情報工学研究院教授会に所属する教授、准教授及び講師 (2) 前号以外の者で、情報工学部の基幹教員。ただし、教養教育院教授会に所属する者を除く。
生命体工学研究科教授会	(1) 大学院生命体工学研究科に所属する専ら本学の教育研究に従事する教授、准教授及び講師 (2) 前号以外の者で、専ら若松キャンパスに勤務する教授、准教授及び講師。ただし、教養教育院教授会に所属する者を除く。
教養教育院教授会	教養教育院に所属する専ら本学の教育研究に従事する教授、准教授及び講師

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項に規定する工学府教授会及び情報工学府教授会（以下「学府教授会」という。）第1号及び第4号並びに生命体工学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）第1号及び第4号に掲げる事項を審議するときは、博士課程の研究指導を担当する教授及び准教授で構成する。ただし、必要に応じて講師を加えることができる。

3 第1項に規定する工学部教授会及び情報工学部教授会（以下「学部教授会」という。）第2号に規定する者は、いずれかの教授会にのみ所属することができる。

（審議事項）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。

教授会	審議事項
工学研究院教授会 情報工学研究院教授会	(1) 組織再編に関する事項 (2) 研究の基本方針に関する事項 (3) 研究分野の活性化に関する事項
工学府教授会 情報工学府教授会	(1) 教育・研究指導を行うための資格審査に関する事項 (2) 教育課程の編成に関する事項 (3) 学生の入学又は課程の修了に関する事項 (4) 学位授与及び学位の取消しに関する事項 (5) 学生の懲戒に関する事項 (6) 組織再編に関する事項 (7) 学生の表彰に関する事項 (8) 学生の厚生補導に関する事項
工学部教授会 情報工学部教授会	(1) 教育課程の編成に関する事項 (2) 学生の入学又は卒業に関する事項 (3) 学位授与及び学位の取消しに関する事項 (4) 学生の懲戒に関する事項 (5) 組織再編に関する事項 (6) 学生の表彰に関する事項 (7) 学生の厚生補導に関する事項
生命体工学研究科教授会	(1) 教育・研究指導を行うための資格審査に関する事項 (2) 教育課程の編成に関する事項 (3) 学生の入学又は課程の修了に関する事項 (4) 学位授与及び学位の取消しに関する事項 (5) 学生の懲戒に関する事項 (6) 組織再編に関する事項 (7) 学生の表彰に関する事項 (8) 学生の厚生補導に関する事項
教養教育院教授会	(1) 教養教育の全学方針に関する事項 (2) 組織再編に関する事項

(3) 学生の表彰に関する事項

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び第4条第1項で規定する議長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 前2項の規定に基づき教授会が意見を述べる場合は、遅滞なく審議するものとする。
- 4 前条学部教授会第2号に規定する構成員は、本条第1項に規定する学部教授会の第1号及び第2号に規定する事項のみ審議することができる。

（議長）

第4条 教授会に議長を置き、次に定める者をもって充てる。

教授会	議長
工学研究院教授会	大学院工学研究院長
工学府教授会	大学院工学府長
工学部教授会	工学部長
情報工学研究院教授会	大学院情報工学研究院長
情報工学府教授会	大学院情報工学府長
情報工学部教授会	情報工学部長
生命体工学研究科教授会	大学院生命体工学研究科長
教養教育院教授会	教養教育院長

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する副研究院長、副学府長、副研究科長、副学部長又は教養教育院長が指名する者が議長の職務を代行する。

（開催）

第5条 教授会は、定例で開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めたとき又は構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

（議事）

第6条 教授会は、構成員（休暇、研修及び出張の者並びに授業により出席できない者を除く。以下同じ。）の過半数の出席により、成立する。

- 2 教授会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項の学府教授会第1号及び第4号並びに研究科教授会第1号及び第4号に掲げる事項を審議するときは、第2条の2第2項に定める構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その議事は、第1号に掲げる事項にあっては出席した構成員の3分の2以上の賛成を、第4号（学位の取り消しに係る事項に限る。）に掲げる事項にあっては出席した構成員の4分の3以上の賛成を要する。

（構成員以外の出席）

第7条 教授会が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（代議員会等）

第8条 教授会は、教授会に属する構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

- 2 教授会は、代議員会等の審議結果をもって、教授会の審議結果とすることができる。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 九州工業大学大学院工学研究科委員会規則（昭和40年九工大規則第1号）及び九州工業大学大学院情報工学研究科委員会規則（平成3年九工大規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 九州工業大学教授会の審議事項に関する申合せ（平成27年3月4日学長裁定）は、廃止する。